



VII 防災指針



Ⅵ 防災指針

1. 防災指針の基本的事項

(1) 基本的な考え方

近年、全国各地で河川堤防の決壊等による災害が発生し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。今後も気候変動の影響により、自然災害が頻発・激甚化することが懸念されています。このような自然災害、特に洪水、雨水出水（内水）、高潮等に対応するため、2020年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」が位置づけられました。

「防災指針」は、災害ハザードエリアにおける安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

本市では、都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内に、浸水想定区域等の指定があり、防災指針においてそれらの想定に対する取組を整理します。

(2) 防災指針のイメージ

「防災指針」は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。そのため、地域防災計画等の各種計画と連携を図りながら、地域の特性を考慮して、策定する必要があります。

このため、防災指針では、本市の災害の想定を把握するとともに、その災害の想定に対する取組方針を設定します。河川改修といったハード対策、避難体制の構築や災害ハザード情報の提供といったソフト対策等、防災対策・安全確保策を「防災指針」として示し、安全・安心のまちづくりにつなげていきます。

災害種別	災害の想定
洪水	洪水浸水想定(計画規模)
	洪水浸水想定(想定最大規模)
	家屋倒壊等氾濫想定(河岸侵食)
内水	都市浸水想定(内水)
高潮	高潮浸水想定(想定最大規模)

※災害の想定については「[Ⅳ](#)居住誘導区域」の記載のとおりです。

(3) 防災まちづくりに向けた将来像

本市は、洪水や高潮の災害が想定されており、防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開していくことが重要です。

そのため、防災まちづくりに向けた将来像を以下のとおり設定し、災害の想定に対する取組を進めます。

◆ 防災まちづくりに向けた将来像 ◆
安全・安心が実感できる防災・減災の都市づくり

2. 取組方針

防災指針における災害リスクを回避・低減するための取組方針としては以下のとおりです。

木曽川水系流域治水プロジェクトや庄内川水系流域治水プロジェクトなどに位置づけられた、堤防整備・河道掘削、橋梁改築等の河川改修や下水管渠等の雨水排水網の整備、雨水貯留施設の整備等のハード対策、ハザードマップの作成・更新・周知や要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定推進といったソフト対策を促進します。

また、地域防災計画に基づき、防災拠点となる公共施設の検討・整備や豊山町に愛知県が整備する基幹的広域防災拠点へのアクセスルートの検討・整備していきます。

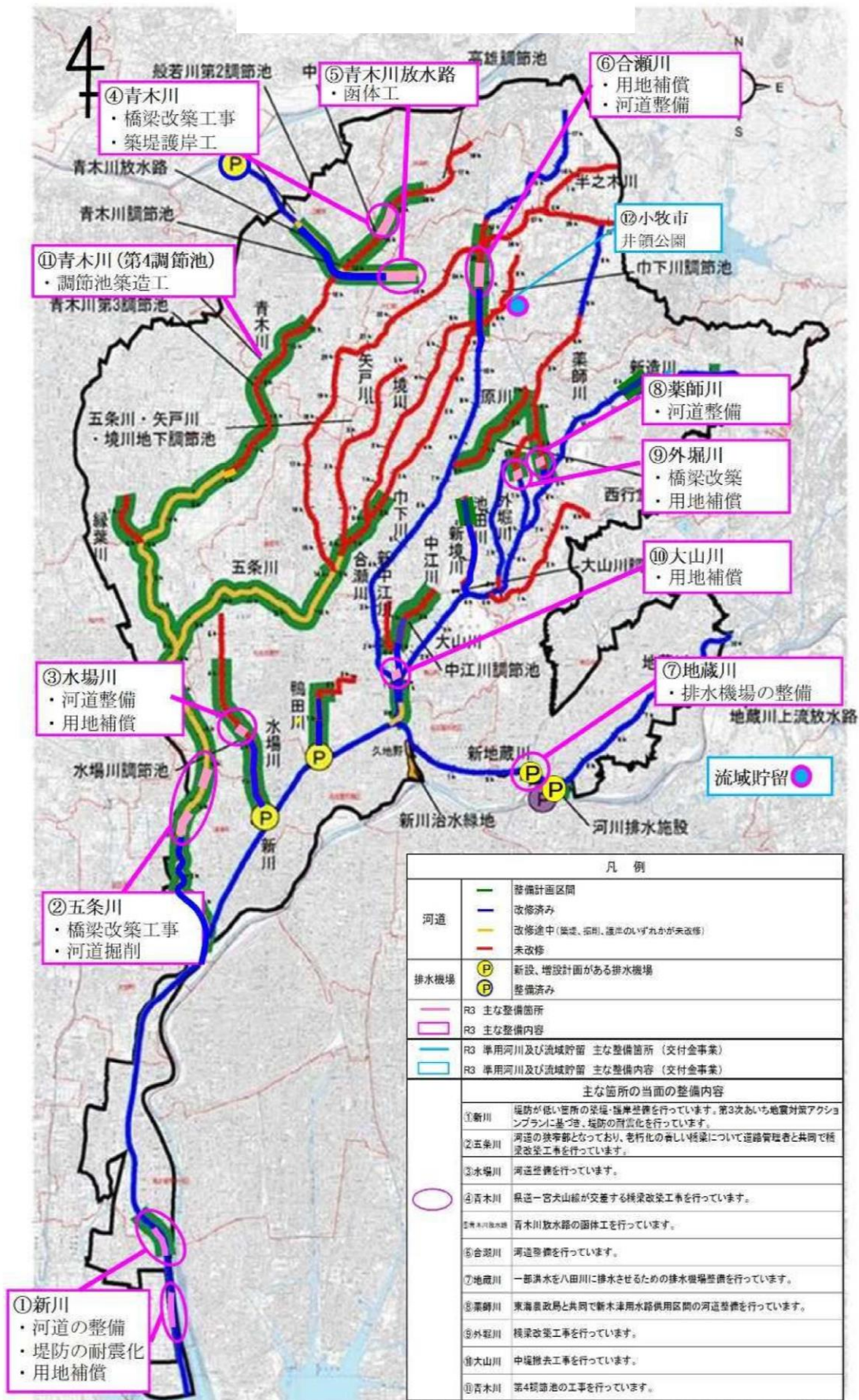
その他、総合防災訓練による市民の防災意識の向上を図るとともに、多言語での防災・災害情報の発信や北名古屋市一斉メールを用いた(安否確認等)の仕組みづくりを進め、被災後の迅速な復興につなげるため、復興方針や復興体制の事前整備、地籍調査を実施します。

3. 施策の実施主体と実施スケジュール

安全・安心が実感できる防災・減災の都市づくりに向けて、施策の実施主体と実施スケジュールを短期（～5年）、中期（～10年）、長期（10年以上）の3区分で定めます。

施策及び対策内容		対応する災害種別			実施主体	短期 （～5年）	中期 （～10年）	長期 （10年以上）
		洪水	内水	高潮				
ハード対策	堤防整備、河道掘削、橋梁改築等の河川整備	●		●	国県	→		
	下水管渠等の雨水排水網の整備		●		市	→		
	雨水貯留施設の整備	●	●		市	→		
	防災拠点の検討・整備	●	●	●	市	→		
	基幹的広域防災拠点へのアクセスルートの検討・整備	●	●	●	県市	→		
ソフト対策	ハザードマップの作成・更新・周知	●	●	●	市	→		
	北名古屋市一斉メール配信システムの登録推進	●	●	●	市	→		
	多様な連絡体制の構築	●	●	●	市	→		
	自主防災組織の活性化（総合防災訓練・防災講話等）	●	●	●	市	→		
	地籍調査の実施	●	●	●	市	→		
	要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定推進	●	●	●	事業者	→		

参考：2021年度の河川事業の整備状況



出典：新川流域水害対策計画モニタリング資料（2022年）